

河上和雄教授 経歴及び業績

昭和 八年 四月

二七年 三月 東京都立小山台高校卒業

三一年 三月 東京大学法学部卒業

三一年 四月 司法修習生（同三三年四月）

三三年 四月 札幌地方検察庁検事（同三四年三月）

三四年 三月 旭川地方検察庁検事（同三五年三月）

三五年 三月 東京地方検察庁検事（同四一年八月）

四〇年 六月 米国留学

四一年 六月 米国ハーバード大学ロースクール修士課程修了（L, L, M取得）

四一年 八月 法務省刑事局付検事（同四五年八月）

四五年 九月 法務省刑事局参事官（同四六年三月）

四六年 三月 法務大臣官房参事官（同四八年三月）

四八年 三月 法務省刑事局参事官（同五〇年三月）

五〇年 三月 東京地方検察庁特別捜査部（同五二年一月）

- 五二年一月 東京地方検察庁総務部副部長（同五四年一月）
 五四年一月 法務省刑事局公安課長（同五五年九月）
 五四年四月 司法試験審査委員（同五四年一〇月）
 五五年九月 法務大臣官房参事官（同五六年一月）
 五六年一月 法務大臣官房会計課長（同五八年一月）
 五八年一月 東京地方検察庁特別捜査部長（同五九年一月）
 五九年一月 佐賀地方検察庁検事正（同六一年二月）
 六一年二月 最高検察庁検事（同六二年一月）
 六二年一月 法務省矯正局長（平成元年九月）
 平成 元年九月 最高検察庁公判部長（同三年四月）
 三年四月 検事退官
 三年五月 弁護士登録（東京第一弁護士会）（現在に至る）
 三年七月 北海学園大学法学部教授（刑法、刑事訴訟法担当）（同八年三月）
 駿河台大学比較法研究所客員教授（同八年三月）
 五年四月 早稲田大学法学部非常勤講師（刑事訴訟法担当）（同七年三月）
 六年六月（株）ニチレイ監査役（同二〇年六月）
 七年三月（株）京都ホテル監査役（同二〇年六月）
 八年四月 駿河台大学法学研究科公法学専攻教授（刑事法特殊研究Ⅰ、刑事法演習担当）（同二六年三月）

(著書) 一 詳釈警察官職務執行法	共	昭和五三年 七月	日世社	警察官職務執行法の警察官向けのコメントール。共著者はいずれも検事で、判例を中心として警察官の権限の限界を念頭において執筆したもの。編者であるとともに著者でもある。 共著者は、田村咲子、河上和雄、五木田彬、渡辺恵一。 本人執筆部分は、一―一三頁、一五―一四頁、二九九―三〇一頁。
著書、学術論文等の の 名 称	単著、共著の別	発 行 又 は 発 表 の 年 月	発 行 所、発 表 雑 誌 等 又 は 発 表 学 会 等 の 名 称	概 要

研究業績等に関する事項

駿河台大学法学部教授（兼任 刑事法特論、専門演習Ⅰ、Ⅱ担当）（～同一五年三月）
 八年一二月 キューピー（株）監査役（同一九年一二月）
 一四年 五月 経済同友会会員（～同一八年五月）
 一五年 四月 勲二等瑞宝章
 駿河台大学大学院法務研究科（法科大学院）教授（刑事訴訟法、刑事法演習、刑事法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成・模擬裁判、企業犯罪と法 担当）（～同一九年三月）
 一五年 八月 大学設置・学校法人審議会の教員組織審査（駿河台大学院法務研究科（法科大学院）教授
 （刑事訴訟法、刑事法演習、刑事法総合演習、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成・模擬裁判、企業犯罪と法 担当） P可
 二〇年 六月 石油資源開発取締役（～現在に至る）

著書、学術論文等の 名 称	著者共 著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	研究業績等に関する事項 概 要
二 実務刑事手続 法 三 証拠法ノート 一 搜索差押 実務刑法 四 五 刑事判例の流れ 六 証拠法ノート 二 自白 七 刑事訴訟の課題とその展開 八 法学入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 九 刑事手続(上)(下)	単 単 単 単 共 単 単 共	昭和五四年七月 昭和五四年七月 昭和五四年七月 昭和五六年四月 昭和五七年四月 昭和五七年八月 昭和五八年九月 昭和六〇年二月 昭和六一年四月 平成元年六月 平成元年八月	東京法令出版 東京法令出版 立花書房 立花書房 東京法令出版 立花書房 立花書房 東京法令出版 筑摩書房	<p>捜査の構造から始まって、国際犯罪捜査上の諸問題までの二五の刑事手続上の問題につき、実務上の観点から問題点の指摘と思考すべき方向を示唆した諸論文を修正したもの。</p> <p>刑事訴訟法に基づく搜索差押をめぐる憲法問題、刑事訴訟法の解釈問題を評論したものを。</p> <p>刑法総論、各論の諸論点のうち、実務上度々問題とされる社会的相当性の理論から公安条例に関する判例理論までの一五の問題につき、問題点を指摘し、解釈の方向を思索した諸論文を集めたもの。</p> <p>刑法、刑事訴訟法、特別刑事法の刑事判例を整理して解説するもの。編者であり、他に二〇名の著者がいる。本人執筆部分は、一―三六頁、一六六―一七六頁</p> <p>被疑者、被告人の自白をめぐる憲法問題、刑事訴訟法上の問題を、判例を中心に評論したもの。</p> <p>刑事訴訟法の運用上生ずる憲法問題、訴訟手続の解釈問題に関する社会正義実現の観点からする諸論文を集めたもの。</p> <p>警察官向けの法学の入門書。</p> <p>現行刑事訴訟手続の有する問題点を四六項目取り上げ、それぞれについて、裁判官、検察官、弁護士がその視座から自説を展開し、学説、判例を批判ないし有利に援用したもの。編者であるとともに著者でもある。</p> <p>共編著者は、三井誠、中山善房、河上和雄、田邨正義、他多数。本人執筆部分は、上巻、一一―二五頁、五四―五九頁、八九―九八頁、三六七―三七〇頁、四八六―四八八頁。</p> <p>下巻、五三一―五三四頁、五五六―五六〇頁、五六九―五七〇頁、六〇六―</p>

一〇 大コメン タール刑法(全一 〇巻別巻一)	共	平成 元年一〇月	青林書院
一一 最新刑事判 例の理論と実務	単	平成 二年 三月	信山社
一二 刑事裁判実 務体系 一巻 犯 罪捜査	共	平成 三年 二月	青林書院
一三 刑事訴訟法	共	平成 三年 四月	青林書院
一四 刑事訴訟法 基本判例解説	単	平成 四年 四月	東京法令出版
一五 講座日本の	共	平成 五年 八月	立花書房

六〇八頁、六一九―六二二頁、七六六―七六七頁、八〇二―八〇六頁、八四四―八四六頁、八六五―八七〇頁、八八七―八八九頁、九〇三―九〇四頁、九二二―九二四頁、九四〇―九四二頁、九六〇―九六一頁、九七七―九七八頁、一〇〇七―一〇一〇頁。

現行刑法のコメンタール、学者、裁判官、検察官の共著で、判例、学説を詳細に検討し、各条文の沿革、異議、問題点を立体的に論述したもの。編者であるとともに著者でもある。

共著者は、大塚仁、河上和雄、佐藤文哉 他多数

本人執筆部分は、第四巻 一五四―一九三頁、第七巻三二―三三七頁、三六六―三七五頁、三九三―四〇五頁、四二九―四二九頁、第九巻二八九―三五四頁、第一〇巻四三九―四四九二頁。

刑事訴訟法、刑法の最近の判例を約四〇とりあげて、判例の憲法解釈、法令解釈の変遷を論じ、実務に与える影響を評価したもの。

犯罪捜査に関連して、刑事手続上問題となる五五の論点について、裁判官を中心として、判例、学説を詳細に分析、検討し、実務上生ずる問題の解決策を示唆したもの。編者であるとともに著者でもある。

共著者は、上田勇夫、稲田伸夫、書上由紀夫、河上和雄、渡辺咲子、増井清彦、勝丸充啓、田内正宏、澤 新、森統一、曾田正和、西村好順、井阪博、五十嵐義治、石田一宏、相澤恵一、小津博司、尾崎道明、坂井文雄、頃安健司、宇井稔、横島裕介、曾木徹也、梶木壽、池上政幸、永野儀一、古江頼隆、藤原藤一、大竹健嗣、多谷千香子、的場純男、宮崎礼壹、小野拓美、藤永幸治。青林教科書シリーズとして刑事訴訟法を全般的に解説したもの。

共編著者は、内田文昭、河上和雄、垣花豊順、吉井圓、安高潔。

本人執筆部分は、一六―二六頁、一三三―一九二頁、三五五―三六五頁。ゼミ用に刑事訴訟法の基本判例を収録して、解説を加えたもの。

判例が中心となり、解説は最小限に押えているが、論点を明確にするよう努めている。

日本の警察の当面の課題と将来の展望を総論、刑事警察、交通警察、防犯保

<p>著書、学術論文等の の 名 称</p>	<p>著者、共 著の別</p>	<p>発行 又は 発表の年 月</p>	<p>研究業績等に 関する事項</p> <p>概 要</p>
<p>警察全四巻 一六 大コンメン タール警察官職務 執行法 一七 大コンメン タール刑事訴訟法 全八巻 同第二版 一八 罰則のはな し(第二版)</p>	<p>共 共 共</p>	<p>平成 五年 八月 平成 六年 四月 同一年 三月 平成 三年 八月 同</p>	<p>は 発行所、発表雑誌等又 は 発表学会等の名称</p> <p>青林書房 立花書房 同 大蔵省印刷局</p> <p>安警察に分けて論じたもの。 共著者は、國松孝次、香城敏磨、田宮裕の他三九名。 本人執筆部分は、第二巻、九九―一一一頁。 いずれも、警察、檢察関係者が現在の日本の警察の直面する問題点をそれぞ れの立場で論じている。 本人の執筆部分は、刑事警察の現状の足りない分野と将来の展望を論じた。 警察官職務執行法のコンメンタールである。 共編者は、田宮裕、河上和雄。 共著者は、渡辺咲子、渡辺修、古田佑紀。 本人執筆部分は、一一一七頁。 コンメンタールの「はじめに」の部分で本人が執筆し、警察官職務執行法の 判例の基礎となる解釈の変遷を論じている。 刑事訴訟法のコンメンタール、学者、裁判官、檢察官の共著で、判例、学説 の紹介にとどまらず、詳細に論点を解説するもの。 共編者は、藤永幸治、河上和雄、中山善房。 第二版は、河上和雄、中山善房、古田佑紀、原田國男、河村博、渡辺咲子。 共著者は、多数。 本人執筆部分は、第三巻、三―三三頁、第七巻、一八三―二二三頁。 本人執筆部分は、捜査の「前注」で現在の刑事訴訟法が捜査に関して規定し ている分について、判例の展開、学説の対応を紹介して、批判している。 刑事罰則にかかるさまざまな問題点を掘り下げて論じたもの。 共著者は、伊藤栄樹、河上和雄、古田佑紀。 本人執筆部分は、一〇七―一一五頁。 本人の執筆は、「独立共謀罪」「独立教唆罪」などの問題点とその導入の可能</p>

		研究業績等に関する事項	
著書、学術論文等の名称	著者、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称
二三 法曹養成実務入門講座第一巻 (学術論文) 一 アメリカにおける公弁護人制度 二 刑事精神障害 三 差押令状等の執行をめぐる若干の問題について 四 代用監獄をめぐる諸問題	共 単 単 単	平成一五年 四月 昭和四二年 一月 同 二月	自由と正義 一八卷一号、二号 日本弁護士連合会 四七―五三頁 五一―五四頁 アメリカ法 一九六八年一号 日米法学会 二一―六二頁 捜査研究 一九卷三号 東京法令出版 法律のひろば 二三卷三号
		概要	本人執筆部分は、一―一二頁。 本人執筆分は、刑法をいかに勉強するかを論じたもの。 全六巻からなる法曹養成実務の入門講座のうちの既刊分、「理想的検察官、理想的でない検察官」を論じたもの 共著者は、林屋礼二、小堀樹、藤田耕三、増井清彦、小野寺規夫、河野正憲、田中康郎、奥田隆文、河上和雄他二二名。 本人執筆部分は、一九一―一九九頁。 理想的な検察官像を語る上で、組織の中で長い物に巻かれている人間を抽象し、それと対極にある理想的人物を紹介したものの。 アメリカ、特にカリフォルニア州のPublic Defender Systemの現状を紹介し、我が国に導入可能か否かを論じたもの。
		要	ハーバード大学ロースクールの修士(L.L.M)取得論文の日本語訳、刑事精神障害に関するマックノートン準則等アメリカ法上の準則、大陸法等の準則を論じ、抗拒不能準則の合理性を説いたもの。 差押令状を執行する際の立会人の資格、令状によりどこまで必要な処分として強制力を行使しえるか等について論じたもの。 代用監獄の監獄法上における地位から説き起こし、代用監獄における勾留が拘留所における勾留と本質において変わらないことを論じたもの。

<p>一一 被疑者と弁護人の接見の指定について</p>	<p>単</p>	<p>昭和四九年 二月</p>	<p>判例時報 七二五号 判例時報社</p>	<p>刑訴法三九条三項によるいわゆる接見指定につき、「捜査の必要」の解釈として、捜査全般の必要説をとり、その立場から従来の判例を整理し、判例理論を支持したもの。</p>
<p>一〇 確信犯の訴訟法的側面</p>	<p>単</p>	<p>昭和四九年 一月</p>	<p>警察学論集 二七卷一号 立花書房</p>	<p>確信犯が刑事手続の中で惹起する問題として、起訴前の証人尋問、必要的弁護事件の弁護人の辞任等を取り上げ、被告人、参考人としての確信犯的違法行動に対する対応等を論じたもの。</p>
<p>九 必要的弁護事件における国選弁護—刑訴二八九条二項に関連して</p>	<p>単</p>	<p>昭和四八年 七月</p>	<p>警察学論集 二六卷七号 立花書房</p>	<p>必要的弁護事件において、私選弁護人が辞任して訴訟引き伸ばしを図る場合に、国選弁護人を選任することの可否を論じ、弁護人が得られない場合の刑訴進行の適法性の限界に能れるもの。</p>
<p>八 四・二五最高裁大法廷判決をめぐる若干の問題について—全農林東京事件判決を中心として</p>	<p>単</p>	<p>昭和四八年 七月</p>	<p>警察研究 四九卷八号 良書普及会</p>	<p>非現業国家公務員の労働基本権特に争議権の制約原理としての公共の福祉概念の具体化とされる「国民全体の共同の利益」の内容を論じ、最高裁判決の正統性を説くもの。</p>
<p>七 略式手続について</p>	<p>単</p>	<p>昭和四八年 一月</p>	<p>東京法令出版 警察研究 二二卷一号</p>	<p>略式手続における公訴提起の意義、命令不送達の場合の公訴棄却等、略式命令の問題点について詳論するもの。</p>
<p>六 いわゆる可罰的違法性理論について</p>	<p>単</p>	<p>昭和四七年一〇月</p>	<p>東京法令出版 捜査研究 二二卷一〇号</p>	<p>構成要件該当性阻却を主張する可罰的違法性理論について、その規範性に欠陥のあることを指摘し、理論上、実務上予想される不備を説いたもの。</p>
<p>五 告訴、告発をめぐる諸問題について</p>	<p>単</p>	<p>昭和四六年 二月</p>	<p>ぎょうせい 二三—二六頁 捜査研究 二〇卷二号</p>	<p>告訴、告発の捜査の端緒に占める位置を論じ、告訴、告発の法的有効性の限界にふれるもの。</p>

著書、学術論文等の 名 称	著者共 著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	研究業績等に関する事項 概 要
一二 法廷警察権をめぐる若干の問題について	単	昭和四九年三月	三六一頁 警察学論集 二七卷三頁 立花書房	法廷警察権の及ぶ人的、場所的範囲、その効果について論じたもの。
一三 公務員の政治的行為と刑事罰	単	昭和五〇年一月	法律のひろば 二八巻一号 ぎょうせい 一九―二五頁	最高裁の猿払事件判決を中心にして、公務員の政治的行為に対する人事院規則の禁止規定と刑罰規定の合憲性を論じたもの。
一四 複写機による写の偽造と文書偽造罪の成否	単	昭和五〇年六月	捜査研究 二四巻六号 東京法令出版	複写機によって作成された写自体の偽造が、文書偽造罪にいう文書に該当するか否かについて論じ、その成立の可能性を説くもの。
一五 検察実務と英米法	単	昭和五〇年一月	ジュリスト 六〇号 有斐閣 三四〇―三四五頁	検察実務に与える英米法、とりわけアメリカ法の影響を多角的に論じたもの。
一六 公安条例に関する最高裁判例の発展	単	昭和五一年一月	研修 三三三―三三九号 法務総合研究所	東京都公安条例を中心とし、集団示威運動等の規制に関する最高裁の判例の変遷をたどり、表現の自由との関係を説いて、合憲性を主張するもの。
一七 放火罪に関する若干の問題について	単	昭和五二年三月	捜査研究 二六巻三号 東京法令出版	放火罪の客体がコンクリート建造物であり、独立燃焼をしない場合にも、放火罪の既遂が成立することを効用滅却説の立場から論じたもの
一八 起訴前の証人尋問をめぐる諸	単	昭和五三年八月	法律のひろば 三一巻八号	刑法二二六条の適用に当って生じる管轄、「犯罪の捜査に欠くことのできない知識」等の意義について論じたもの。

問題	一九 違法取集証 拠の証拠能力 二〇 公訴権濫用 論に対する批判的 検討	二一 労働刑事事 件と可罰的違法性 論	二二 ストライキ の手段としての車 両確保をめぐる諸 問題	二三 官公労働者 の争議権と刑罰	二四 公務執行妨 害罪の「職務ヲ執 行スルニ当リ」に ついての判例の新 展開	二五 公訴提起後 の捜査とその限界	二六 実務家から 見た日本の法学教 育―検察官からみ
単	単	単	単	単	単	単	単
昭和五三年一〇月	昭和五四年二月	昭和五四年二月	昭和五四年二月	昭和五四年三月	昭和五四年六月	昭和五四年七月	昭和五四年九月
ぎょうせい 一九―二五頁	研究 三六四号 法務総合研究所 Law School 五号 立花書房	警察学論集 三二 巻二号 立花書房 七二―八六頁	研究 三六八号 法務総合研究所	Law School 六号 立花書房	研修 三七二号 法務総合研究所	ジュリスト増刊 六号 有斐閣	ジュリスト 七〇 〇号 有斐閣
最高裁昭和五三年九月七日第一小法廷決定を中心にして、違法取集証拠について、証拠能力のあり得る場合とその条件を論じたもの。	公訴権濫用論の三類型のそれぞれについて、理論上の欠点を指摘したうえ、濫用論が実際の刑事手続の上に与える悪影響を論じたもの。	労働刑事事件に関する下級審判例の中で、可罰的違法性論に立って無罪とするものを抽出して、その理論的薄弱性を論じたもの。	民間の交通関係の企業の労働者が争議手得として企業所有の車両を搬出して、企業経営に打撃を与える場合の刑事罰の可否を説いたもの。	官公労働者の違法争議行為に対して刑事罰を科することの合憲性を公共の福祉と公務員の全体奉仕者性から説いたもの。	公務執行妨害罪の成立の要件である「職務ヲ執行スルニ当リ」についての判例の変遷を記述し、その範囲の限界を論じたもの。	公訴提起後に捜査する場合の範囲、対象を論じ、対立当事者である被告人に対する取調べの限界を論じたもの。	日本の法学教育の現状の長所、短所を検察官からみてオーバオールに説いたもの。

著書、学術論文等の 名称	著者、共 著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等又 は発表学会等の名称	研究業績等に関する事項 概要
て 二七 共謀共同正 犯理論の進展	単	昭和五四年一月	二七—三二頁 捜査研究 二九卷 一一号 東京法令出版	共謀共同正犯の判例理論が、謀議の存在を必要とすると変容したことをとらえ、その理論的必要性と正当性を論じたもの。
二八 独立幫助 罪・独立予備罪と 刑法幫助罪	単	昭和五四年十二月	研究 三七八号 法務総合研究所	爆発物取締罰則の独立幫助罪、独立予備罪につき、刑法の幫助罪がいかなる位置に立つかを論じたもの。
二九 企業の施設 管理権と組合活動	単	昭和五五年一月	法律のひろは 三三卷一号 ぎょうせい 四一—四七頁	昭和五四年一月三日最高裁第三小法廷判決を批判しながら、組合活動の一環としての企業の施設内立入りが、建造物侵入罪を構成することの是非を論じたもの。
三〇 放映された ニュースのビデオ テープの証拠能力	単	昭和五五年五月	捜査研究 二九卷 五号 東京法令出版	放映されたニュースをテレビ会社に無断でビデオ収録したり、テレビ会社から差押えたりした場合のビデオの証拠能力について、表現の自由との関係を論じて、証拠能力を認めるべき旨論じたもの。
三一 国際化時代 と刑事手続	単	昭和五五年一月	別冊判例タイムズ 七号 判例タイムズ社	外国における取調べ、証拠収集、嘱託尋問等国際化時代の捜査手続について、その限界を論じたもの。
三二 産業スパイ と犯罪の成否	単	昭和五五年二月	捜査研究 三〇卷 一二号 東京法令出版	産業スパイによる情報の窃盗について現行刑法では対応できず、情報の書かれた紙の窃盗、建造物侵入などの犯罪を多角的に適用することを論じたもの。
三三 公訴権濫用 論の終焉	単	昭和五六年二月	判例タイムズ 四 二八号 判例タイムズ社 九—一七頁	チッソ川本事件最高裁判決の論理を分析して、訴追裁量権の濫用を理由とする公訴権濫用論が、理論上は成立するものの、実際上は成立する余地のないことを論じたもの。

<p>三四 傷害と被害者の承諾</p>	<p>単</p>	<p>昭和五六年 二月</p>	<p>捜査研究 三〇巻 二号 東京法令出版</p>	<p>傷害罪において被害者が承諾をしている場合においても、犯罪の成立するところがあることを違法性の見地を中心として論じたもの。</p>
<p>三五 警察犬による捜査</p>	<p>単</p>	<p>昭和五六年 三月</p>	<p>判例タイムズ 四 三一号 判例タイムズ社 二七―二九頁</p>	<p>警察犬の嗅覚を利用して、証券物と被疑者との結び付きを証明する操作手法について、その証拠能力、証明力を積極的に論じたもの。</p>
<p>三六 おとり捜査について</p>	<p>単</p>	<p>昭和五六年 六月</p>	<p>捜査研究 三〇巻 七号 東京法令出版</p>	<p>おとり捜査の結果生じた犯罪について、cutrapnatの英米法上の沿革を紹介した上、我が国においてその成立の可否を論じたもの。</p>
<p>三七 違法な任意同行後の自白の証拠能力</p>	<p>単</p>	<p>昭和五六年 七月</p>	<p>研修 三九七号 法務総合研究所</p>	<p>違法な任意同行にひきつづく取調べで被疑者のした自白について行政手続の違法が刑事手続の違法性に直ちに影響するものではなく、自白自体の証拠能力に影響がないことを論じたもの。</p>
<p>三八 社会正義と検察</p>	<p>単</p>	<p>昭和五六年 八月</p>	<p>法学セミナー増刊 現代の検察 日本評論社 一九―二八頁</p>	<p>社会正義とは何か、検察が職務を遂行するに当って、いかにして社会正義を把握し、それを具現すればよいかを論じたもの。</p>
<p>三九 証言(一)(二)</p>	<p>単</p>	<p>昭和五九年 一月 同年一二月</p>	<p>警察学論集 三七 巻 一号―二二号 立花書房</p>	<p>幼児の証言、病人の証言、精神障害者の証言等について、証拠能力と証明力を個々のに論じたもの。</p>
<p>四〇 技術革新時代における刑法の解釈</p>	<p>単</p>	<p>昭和五九年 二月</p>	<p>判例タイムズ 五 一三号 判例タイムズ社 六四―六八頁</p>	<p>複写機によるコピーの偽造、プリペイドカードの偽造など技術革新によって登場した新しい機器類を利用した犯罪について、従来の刑法理論では対応できないことを論じ、拡張解釈の必要と法改正の必要を論じた。</p>
<p>四一 川本事件最高裁決定に対するコメント</p>	<p>単</p>	<p>昭和五九年 五月</p>	<p>刑法雑誌 二六巻 一号 日本刑法学会</p>	<p>公訴権濫用に関する最高裁決定の有する理論的根拠とその限界について、論じたもの。</p>

著書、学術論文等の 名称	著者、共 著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等又 は発表学会等の名称	研究業績等 に関する事項 概要
四二 行政警察権 と司法警察権の谷 間	単	昭和五九年 五月	六七―七八頁 判例タイムズ 五 二一―二二頁 判例タイムズ 社	行政警察権の行使の結果が司法警察権の行使の結果と混同される場合が多い ことを論じ、前者の違法が直ちに後者の違法に至らないことを論じたもの。
四三 これ 取調べあれ	単	昭和六〇年 五月	三二―三三頁 判例タイムズ 五 五〇号 判例タイムズ 社	取調べの際、法的に問題となる事項や取調べのテクニックを実例で紹介した もの。
四四 現在の刑罰 は機能しているか	単	昭和六一年一〇月	九八―一〇一頁 判例タイムズ 六 〇九号 判例タイムズ 社	罰金、科料が刑罰として有する価値が極めて低いことを論じ、死刑、自由刑、 罰金刑だけの現在の刑罰体系では、新しい時代に応じられないことを指摘し、 刑罰の多角化を訴えたもの。
四五 被疑者の特 定	単	平成 二年一〇月	一六―一九頁 別冊判例タイムズ 一一号 判例タイムズ 社	逮捕状請求の時点で、どの程度、被疑者が特定されていれば合法かについて 論じたもの。
四六 プロとアマ の混同	単	平成 三年 九月	月刊警察 九七号 東京法令出版	最近の証券、金融スキャンダルが、プロ精神の欠如に基づくものであること を説いたもの。
四七 紺屋の白袴	単	平成 三年 九月	ジュリスト 九八 七号 有斐閣	国会における参考人の法的地位が極めて不明確であることを随筆風に論じた もの。
四八 ロッキード 事件丸紅ルート最 高裁判決	単	平成 七年 七月	判例時報 一五二 七号 判例時報社	ロッキード事件丸紅ルートの最高裁判決の判例批評で、その非論理性を指摘 したものと とりわけ、犯罪の国際化が著しい今日、外国で適法に取得された証拠の証拠

<p>四九 最近の企業犯罪の特徴と危機管理のあり方</p>	<p>単</p>	<p>平成九年四月</p>	<p>一六四―一六九頁 金融法務事情 四五卷 一一号 (財)金融法務事情研究会 六一―一二頁</p>	<p>能力を否定したことは、誤りと批判した。 企業の危機管理を論じたもの。 企業犯罪に対する法的な取り組みと危機管理の事実上、法律上の問題点を指摘した。</p>
<p>五〇 組織的計画のかつ大規模な殺人予備行為の一部に関与したものの刑事責任</p>	<p>単</p>	<p>平成九年七月</p>	<p>判例時報 一六〇〇号 判例時報社 一七二―一七五頁</p>	<p>東京地裁平成八年三月二日判決の判例批評。 いわゆる永山判決は、単独犯による死刑判決の基準を示したものに過ぎず、組織的かつ大規模な殺人計画の場合には、別の基準を考へるべきことを示唆したものの。 経済事犯の特徴と危機管理を論じたもの。 とりわけ、企業の責任者の事実上、法律上の問題点を指摘した。</p>
<p>五一 最近の犯罪と危機管理</p>	<p>単</p>	<p>平成一〇年三月</p>	<p>DB C ダイアモンドビジネスコンサルティング社 労働法学研究会報 四九巻八号 総合労働研究所 一一二八頁</p>	<p>コンプライアンスとリスクコントロールを論じたもの。 コンプライアンスとリスクコントロールについて、企業経営の見地から、その必要性と事実上、法律上の問題点を指摘した。</p>
<p>五二 企業モラルと危機管理</p>	<p>単</p>	<p>平成一〇年五月</p>	<p>現代刑事法 第一巻一号 立花書房 六〇―六八頁</p>	<p>犯罪の国際犯に伴う捜査共助、司法共助の問題点と将来の展望を論じたもの。 犯罪の国際化に対応し切れない現状を指摘している。</p>
<p>五三 国際犯罪と捜査共助・司法共助</p>	<p>単</p>	<p>平成一一年七月</p>	<p>判例時報 一六七三号 判例時報社 一六四―一六八頁</p>	<p>東京高裁平成一〇年四月八日判決の判例批評。 弁護人が、取調べに立会わない限り、被疑者は、調書に署名、捺印すべきでない旨、助言した結果、逮捕、勾留された事件で、弁護人の主張が反って、依頼者の不利となることを指摘したもの。</p>
<p>五四 弁護人の弁護活動の限界</p>	<p>単</p>	<p>平成一一年七月</p>	<p>判例時報 一六七三号 判例時報社 一六四―一六八頁</p>	<p>東京高裁平成一〇年四月八日判決の判例批評。 弁護人が、取調べに立会わない限り、被疑者は、調書に署名、捺印すべきでない旨、助言した結果、逮捕、勾留された事件で、弁護人の主張が反って、依頼者の不利となることを指摘したもの。</p>

著書、学術論文等の 名 称 五五 死刑と無期 刑との間 五六 緊急事態・ 非常事態に憲法は 対応できるか 五七 少年法改正 論議について 五八 科学的捜査 の限界―警察犬に よる臭気選別	単 著の別	発行又は 発表の年月 平成二二年 四月 平成二二年 八月 平成二二年 二月 平成二三年 三月	研究業績等 発行所、発表雑誌等又 は発表学会等の名称 判例時報 一七〇 〇号 判例時報社 一八〇―一八三頁 法学セミナー 五 四八号 日本評論社 二一―二四頁 現代刑事法 二〇 号 立花書房 五五―六〇頁 判例時報 一七三 四号 判例時報社 一五六―一六〇頁	概 要 仙台高裁平成一〇年三月一七日判決の判例批評。 死刑と無期刑との隔差を論じ、両者の決定的違いとなるべき理由を指摘した。 現行憲法の限界を論じたもの。 現行憲法では、明治憲法やその他の各国の現行憲法と異なり、緊急事態を想 定した規定がないため、有事に対応できないと指摘した。 少年法改正の必要性を論じたもの。 改正前の少年法の欠陥、とりわけ社会主義の実現の観点から欠如して、保護主 義に片寄っている法文の是正を論じた。 京都地裁平成一〇年一〇月二二日判決の判例批評、犬の臭気選別の限界を論 じたもの。
(その他) 一 「そのかす」 ことを「教唆」し、 「共謀する」ことを 「共謀」すること 二 法理法論	単 単	昭和五九年 五月 平成 三年一〇月 同年二月	時の法令 一二二 三号 大蔵省印刷局 三六―四〇頁 金融法務事情 金融法務事情研究	独立教唆罪の刑法教唆、独立共謀罪の刑法共謀の成立の可否を論じたもの。 その時々の金融に関する犯罪を論じ、対応策を示したもの。

九 汚職・贈収賄	八 刑法の基礎と 盲点	七 有事社会の危 機管理	六 犯罪捜査と裁 判基礎知識	五 時の法令・裏 表紙	四 法のうちそと	三 時の刑事法
単	単	単	単	単	単	単
平成一五年 九月	平成一三年 九月	平成一〇年 五月	平成一〇年 三月	昭和五〇年 ～現在	昭和五五年 ～平成二一年	昭和五〇年 ～同年五月
講談社	講談社	悠飛社	講談社	時の法令 財務省印刷局	東京法令出版 ヴァリアント	警察公論 立花書房
<p>筆名「東狂介」で時事問題を易しく紹介するもの。 最近のものでは、毎日新聞記者のイラク取材での爆弾事件を論じている。 警察官向けに時事問題を紹介するもの。 最近のものでは、「政治家の身の処し方」として松浪議員の進退を論じてい る。 旬刊「時の法令」の裏表紙に時事問題を毎号論じるもの。 最近のものでは、「白装束集団への対応」、「裁判員制度のこれから」を論じ ている。 初学者、一般向けの犯罪捜査と裁判の基礎知識を解説する文庫本。 刑事訴訟手続について、判り易く解説した。 危機管理一般を論じたもの。 これまでの講演録をまとめたもので、経営者のモラル、ガバナンス、リスク コントロールの必要性を説いた。 初学者、一般向けの刑法の入門的解説文庫。 その他六「犯罪捜査と裁判基礎知識」に対応するもので、実体法、とりわけ 汚職事件の操作・公判上の問題点を解説した。</p>						